

最高裁家一第002644号

(訟ろ一〇七)

平成23年6月6日

高等裁判所長官 殿

地方裁判所長 殿

家庭裁判所長 殿

最高裁判所事務総局家庭局長 豊 澤 佳 弘

民法等の一部を改正する法律の公布等について（通知）

標記の法律が、平成23年6月3日付けの官報で、同年法律第61号として公布されました。この法律は、同法附則第1条により、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行されます。この法律の内容は、同年4月19日付け最高裁家一第001851号により通知したとおりであり、その概要は別紙第1のとおりです。

なお、第177回国会衆議院法務委員会において別紙第2のとおり、同国会参議院法務委員会において別紙第3のとおり、それぞれ附帯決議がされました。

おって、簡易裁判所に対しては、所管の地方裁判所長から通知してください。

(別紙第1)

民法等の一部を改正する法律の概要

この法律は、児童虐待の防止等を図り、児童の権利利益を擁護する観点から、民法、児童福祉法その他の法律を改正するものであり、その主な内容は、次のとおりである。

1 民法の一部改正

- (1) 2年以内の期間に限って親権を行うことができないようにする親権の停止制度を創設する。
- (2) 親権喪失及び管理権喪失の原因を見直し、子の利益の視点を明確にする。
- (3) 子の親族及び検察官のほか、子、未成年後見人及び未成年後見監督人も、家庭裁判所に対し、親権喪失、親権停止及び管理権喪失の審判の請求をすることができるようにする。
- (4) 複数又は法人の未成年後見人を選任することを可能にする。
- (5) 親権者は子の利益のために監護教育をすべきことを明確にする。
- (6) 懲戒場に関する規定を削除し、懲戒権の範囲を明確に限定する。
- (7) 離婚後の子の監護に関する事項として面会交流等を明示する。

2 児童福祉法の一部改正

- (1) 児童相談所長は、家庭裁判所に対し、親権喪失のほか、親権停止又は管理権喪失の審判及びこれらの審判の取消しの請求もできるようにする。
- (2) 施設入所等の措置がとられている子の監護等に関し、その福祉のために施設長等がとる必要な措置を、親権者等は不当に妨げてはならないことを明確にする。
- (3) 施設入所中のほか、里親等委託中及び一時保護中で親権者等がない子について、親権者等があるに至るまでの間、児童相談所長が親権を行うこととする。
- (4) 2か月を超える親権者等の同意のない一時保護については、その延長の是非について、第三者機関である児童福祉審議会の意見を聴くこととする。

3 戸籍法の一部改正

- (1) 親権者による親権喪失又は管理権喪失の審判が確定した旨の届出を廃止する。
- (2) 親権停止の審判の制度の創設に伴い、親権停止の審判を取り消す審判が確定した場合の届出を創設する。
- (3) 未成年後見人を選任する審判により選任された未成年後見人による届出を廃止する。
- (4) 未成年後見人交代の場合の後任者による届出について、更迭届（前任者が地位を失い、後任者が就職した旨の届出）を廃止し、前任の未成年後見人が地位を失った旨の届出を創設する。

※ 上記(1)に関し、親権喪失又は管理権喪失の審判が確定した場合には、全て裁判所書記官による戸籍記載の嘱託を要するものとするについて、上記(3)及び(4)に関し、未成年後見人を選任する審判が確定した場合に裁判所書記官による戸籍記載の嘱託を要するものとするについて、それぞれ家事審判規則の改正を検討中である。

4 家事審判法の一部改正

民法等の一部改正に伴い、家事審判事項を追加し、又は削除するとともに、所要の整備をする。

以 上

(別紙第2)

(原文は縦書き)

民法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 1 親権停止制度については、改正の趣旨の周知、関係機関の体制の整備、家庭裁判所と児童相談所の連携の強化など、制度の円滑な実施に必要な措置を講ずること。
- 2 親権停止の請求については、児童等の利益の確保のため、児童相談所長による請求が適切に行われるよう努めるとともに、請求に必要な調査への協力など、児童相談所に対する支援体制の充実に努めること。
- 3 親権停止期間中における児童相談所による保護者指導など、親子の再統合のための取組みの充実に努めるとともに、保護者指導に関する家庭裁判所の保護者への勧告制度の創設について検討を行うこと。
- 4 未成年後見制度については、未成年後見人の報酬に対する公的支援、職務に伴う損害賠償責任に関する保険料の負担に対する支援等、制度の利用の支援のために必要な措置を講ずること。
- 5 離婚後の面会交流及び養育費の支払い等については、児童の権利利益を擁護する観点から、離婚の際に取決めが行われるよう、明文化された趣旨の周知に努めること。また、その継続的な履行を確保するため、面会交流の場の確保、仲介支援団体等の関係者に対する支援、履行状況に関する統計・調査研究の実施など、必要な措置を講ずること。
- 6 親権制度については、今日の家族を取り巻く状況、本法施行後の状況等を踏まえ、協議離婚制度の在り方、親権の一部制限制度の創設や懲戒権の在り方、離婚後の共同親権・共同監護の可能性を含め、その在り方全般について検討すること。
- 7 児童相談所長、児童福祉施設の長又は里親等が一時保護中、入所中又は受託中

の児童等について行う必要な措置については、個別の事案に適切に対応しうるよう、親権者による不当な主張の判断基準を具体的に示して、関係者に周知を図るとともに、関係者に対する研修の実施など、関係者の資質の向上を図ること。

- 8 児童虐待の防止等のため、子育てに関する相談・支援体制の充実、虐待通告窓口の周知徹底等、関係する施策の充実・強化に努めること。
- 9 児童の社会的養護については、里親制度の周知及び活用、施設の小規模化の推進など、家庭的環境における養護の推進に引き続き取り組むとともに、施設退所後の自立支援、孤立防止のための相談・支援体制の構築に努めること。
- 10 強制入所措置がとられ、かつ、面会通信を全部制限する行政処分がなされている場合に限定されている保護者に対する接近禁止命令の対象の在り方について、更なる検討を行うこと。
- 11 東日本大震災により親権者等が死亡し又は行方不明となった児童等について、未成年後見制度、親族里親制度等の活用により適切な監護が行われるよう必要な支援を行うこと。

(別紙第3)

(原文は縦書き)

民法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 1 親権停止制度の適正な運用を図るため、改正趣旨の周知徹底はもちろん、児童相談所・家庭裁判所等関係諸機関の体制整備及び相互の連携強化等必要な措置を講ずること。
- 2 親権停止の請求が児童等の利益を確保するため行われるものであることに留意し、児童相談所長による請求が適切に行われるように調査への協力等必要な支援体制を講ずること。
- 3 親権停止期間中における児童相談所の保護者指導等、親子の再統合の取組の支援に努めるとともに、児童相談所の体制整備や家庭裁判所の保護者への勧告制度等、支援充実のために必要な検討を行うこと。
- 4 施設入所等の措置がとられた児童の退所後、再び児童虐待が行われ、又は再び入所等の措置がとられた事例について、速やかにその実態を把握すること。また、児童相談所長が親権喪失等の審判の取消しの請求を行うに当たっては、児童等の利益を確保するため、当該実態を十分に踏まえてその判断を行うこと。
- 5 児童相談所長、児童福祉施設の長又は里親等が一時保護中、入所中又は受託中の児童等について行う必要な措置については、個別の事案に適切に対応し得るよう、親権者による不当な主張の判断基準の具体的内容及び事例等を示したガイドラインを速やかに作成し、関係者にその周知徹底を図るとともに、研修の実施など支援体制の充実に努めること。
- 6 未成年後見制度の円滑な運用を図るため、未成年後見人の報酬に対する公的支援、職務に伴う損害賠償責任に関する保険料の負担に対する支援等必要な措置を講ずること。

- 7 親権制度については、今日の家族を取り巻く状況や本法施行後の状況等を踏まえ、懲戒権の在り方やその用語、離婚時の親権の決定方法、親権の一部制限の是非、離婚後の共同親権・共同監護の可能性など、多様な家族像を見据えた制度全般にわたる検討を進めていくこと。
- 8 児童虐待の防止等のため、子育てに関する相談・支援体制の充実、虐待通告窓口の充実・強化等に努めるとともに、保護者に対する接近禁止命令の在り方について更なる検討を行うこと。
- 9 児童の社会的養護について、里親制度の周知及び活用、家庭的環境における養護の推進に引き続き取り組むとともに、親族里親への支援、施設退所後の自立支援に必要な支援体制等の構築に努めること。
- 10 東日本大震災により親権者等が死亡し又は行方不明となった児童等について、その健全な生育と利益の確保のため、未成年後見制度、親族里親制度等の活用を含め、適切な監護が行われるよう万全の支援を行うこと。
- 11 離婚後の面会交流及び養育費の支払い等について、児童の権利利益を擁護する観点から、離婚の際に取決めが行われるように明文化された趣旨の周知に努めるとともに、面会交流の円滑な実現及び継続的な養育費支払い等の履行を確保するための制度の検討、履行状況に関する統計・調査研究の実施等、必要な措置を講ずること。
- 12 本法の施行後、親権停止制度の運用状況について、裁判所等関係機関から情報を収集するなどして、当分の間一年ごとに当委員会に報告すること。